

第89回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月25日(火曜日)
午前10時

場所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
5階「日輪」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限
2024年6月24日(月曜日) 午後5時20分まで



豊かな発想と確かな品質で、 人が生きる環境づくりを通して、 社会に貢献する。

株主の皆様におかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

オカムラグループは、パーパスである「人が生きる社会の実現」に向け、「豊かな発想と確かな品質で、人が生きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとして、オフィス、教育・医療・研究・商業施設、物流センターなど、さまざまなシーンにおいて、クオリティの高い製品とサービスを提供することに努めています。

「人が生きる社会の実現」に向けて重要課題を特定し、4つの分野で取り組みを推進しています。「責任ある企業活動」を経営基盤とし、「従業員の働きがいの追求」によって一人ひとりが働きがいを感じるとともに、「地球環境への取り組み」を実践することでサプライチェーン全体を通じて環境負荷を低減していきます。事業活動を通じて「人が生きる環境の創造」を実践することにより人が生きる社会の実現に貢献します。

オカムラグループでは、2024年3月期から2026年3月期までの3カ年を対象とする「中期経営計画2025」を策定しております。



代表取締役 社長執行役員 **中村 雅行**

「新たな需要の創出」を目指して、時代の流れを捉え、提案力と製品力を磨き、「需要創出型企業」への変革を加速します。持続的な成長に向け、新たな需要の創出と変化に対応できる経営基盤強化をはかるとともに、事業活動を通じた社会課題解決に取り組んでまいります。

経営基盤の強化として、「人材育成と働きがいの向上」「デジタル技術活用の加速」「多品種変量生産への対応」「市場に根ざした海外事業の展開」の4つのテーマを掲げています。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向けた長期的な取り組みを着実に実行するとともに、持続可能な社会づくりに貢献します。

企業価値のさらなる向上と社会課題の解決に取り組む、すべての人々が笑顔で生き生きと働き暮らせる社会の実現を目指します。

皆様には、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

証券コード7994
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株主各位

横浜市西区北幸二丁目7番18号
株式会社オカムラ
代表取締役 社長執行役員 **中村 雅行**

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第89回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.okamura.co.jp/stock/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（オカムラ）又は証券コード（7994）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年6月24日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1** 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
- 2** 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」
- 3** 目的事項 報告事項 1. 第89期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 4** 招集にあたっての決定事項
- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せて送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へ送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- ◎本定時株主総会招集ご通知及びその英語訳は当社ウェブサイト (<https://ir.okamura.co.jp/en/stock/meeting/>) でもご覧いただけます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染症拡大状況や政府等発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.okamura.co.jp/>)より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使



議決権行使ウェブサイトアクセスして、
2024年6月24日（月曜日）午後5時20分までにご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

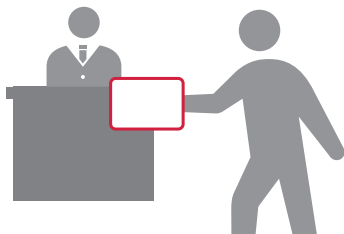
当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に関する賛否をご表示のうえ、
2024年6月24日（月曜日）午後5時20分までに
到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。

1 QRコードを読み取る

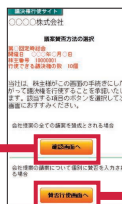
議決権行使書副票(右側)



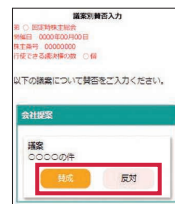
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



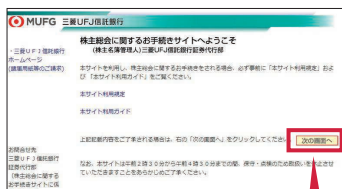
画面の案内にしたがって
行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

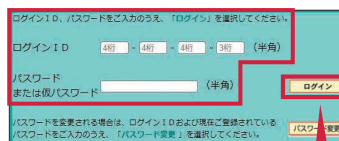


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先 (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話/0120-173-027 (通話料無料) 受付時間/午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既に実施させていただいた中間配当金（1株につき金43円）とあわせて1株につき金86円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

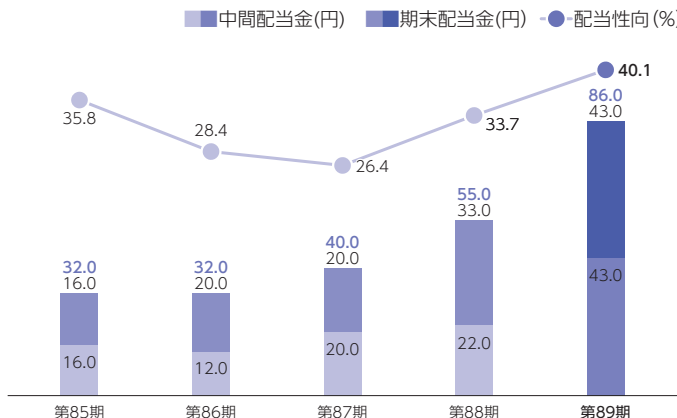
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額 4,077,994,182円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

1株当たり配当金・連結配当性向の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業領域の拡大および多様化に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第2条第10項は、各種システム、ソフトウェア、インターネットを用いた事業およびデジタルコンテンツに関する各種事業を事業目的に追加するものであります。
- (2) 変更案第2条第11項は、当社の各事業に関する製品の中古品の売買を事業目的に追加するものであります。
- (3) 変更案第2条第12項は、当社の各事業に関する製品および目的物の保守、レンタルおよび関連サービスの提供を事業目的に追加するものであります。
- (4) 条文の新設・移設に伴う条数の整備のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設機械用部品、荷役運搬機械および同部品の製造ならびに販売 2. 各種家具、什器、建具の製造ならびに販売 3. 物品管理棚、物流自動化機器装置の製造ならびに販売 4. 空気調和および冷暖房、衛生、給水、給湯に関する設備の設計、製造ならびに販売 5. 建築工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、管工事、機械器具設置工事、建具工事、電気工事および電気通信工事に関する設計、施工ならびに保守 6. 商品陳列棚、その他店舗用什器の製造ならびに販売 7. 冷凍冷蔵陳列ケース、食品サービス機器および冷凍応用自動販売機器製品の製造ならびに販売 8. 事務所の環境向上と事務・生産効率向上に関する情報の提供および、これに関連する機器の製造ならびに販売 	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設機械用部品、荷役運搬機械および同部品の製造および販売 2. 各種家具、什器、建具の製造および販売 3. 物品管理棚、物流自動化機器装置の製造および販売 4. 空気調和および冷暖房、衛生、給水、給湯に関する設備の設計、製造および販売 (第13項へ移設) 5. 商品陳列棚、その他店舗用什器の製造および販売 6. 冷凍冷蔵陳列ケース、食品サービス機器および冷凍応用自動販売機器製品の製造および販売 7. 事務所の環境向上と事務・生産効率向上に関する情報の提供ならびにこれに関連する機器の製造および販売

現行定款	変更案
<p>9. 不動産の賃貸、売買ならびに管理</p> <p>10. 各種機械器具の自動制御装置、各種医療機器その他の機械器具の設計、製造ならびに販売</p> <p>11. 各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの開発、設計、施工、販売、<u>レンタルならびに保守</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(第5項より移設)</p> <p>(第9項より移設)</p> <p>12. 貨物利用運送事業</p> <p>13. 倉庫業</p> <p>14. 前記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(第14項へ移設)</p> <p>8. 各種機械器具の自動制御装置、各種医療機器その他の機械器具の設計、製造および販売</p> <p>9. 各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの開発、設計、<u>施工および販売</u></p> <p>10. <u>各種システム、ソフトウェア、インターネットを用いた事業およびデジタルコンテンツの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾および管理</u></p> <p>11. 前各号記載製品の中古品の売買</p> <p>12. 前各号記載製品および目的物の保守、レンタルおよび関連サービス提供</p> <p>13. <u>建築工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、管工事、機械器具設置工事、建具工事、電気工事および電気通信工事に関する設計、施工および保守</u></p> <p>14. 不動産の賃貸、売買および管理</p> <p>15. 貨物利用運送事業</p> <p>16. 倉庫業</p> <p>17. 前記各号に付帯する一切の事業</p>

第3号議案

取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	なかむら 中村 まさゆき 雅行	再任	代表取締役 社長執行役員	100%（14/14回）
2	こうの 河野 なおき 直木	再任	取締役 専務執行役員	100%（14/14回）
3	やまき 山木 けんいち 健一	再任	取締役 常務執行役員	100%（14/14回）
4	いのうえ 井上 けん 健	再任	取締役 常務執行役員	100%（14/14回）
5	あらかわ 荒川 かずみ 和巳	再任	取締役 常務執行役員	100%（14/14回）
6	ふくだ 福田 さかえ 栄	再任	取締役 執行役員	100%（14/14回）
7	いとう 伊藤 ひろよし 裕慶	再任 社外 独立	取締役	92.9%（13/14回）
8	かの 狩野 まり 麻里	再任 社外 独立	取締役	100%（14/14回）
9	かみじょう 上條 つとむ 努	再任 社外 独立	取締役	92.9%（13/14回）
10	きくち 菊地 みさこ 美佐子	再任 社外 独立	取締役	100%（14/14回）
11	みずもと 水本 のぶこ 伸子	再任 社外 独立	取締役	100%（11/11回）
12	たんぼ 丹保 ひとしげ 人重	再任 社外 独立	取締役	100%（11/11回）

候補者
番号 **1** なか むら まさ ゆき
中村 雅行 1951年3月19日生

再任

所有する当社株式の数 97,140株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1973年4月	当社入社	2007年6月	当社専務取締役
1996年6月	当社取締役	2012年6月	当社代表取締役社長
2001年6月	当社常務取締役	2019年6月	当社代表取締役社長執行役員 (現)

取締役候補者とした理由

1973年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、1996年に取締役に就任してから、企画本部長や生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **2** こう の なお き
河野 直木 1966年3月22日生

再任

所有する当社株式の数 11,300株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1989年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員
2015年4月	当社オフィス営業本部 首都圏営業本部京橋支店長	2021年4月	当社コーポレート担当
2016年6月	当社取締役	2021年6月	当社取締役常務執行役員
2016年6月	当社オフィス営業本部首都圏営業本部長	2023年4月	当社取締役専務執行役員 (現)
2019年6月	当社上席執行役員	2023年4月	当社オフィス環境事業本部長 (現)

取締役候補者とした理由

1989年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、2021年に取締役に就任してから、コーポレート担当やオフィス環境事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **3** ^{やま き けん いち} **山木 健一** 1957年2月20日生

再任

所有する当社株式の数 31,400株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	当社入社	2012年6月	当社生産本部長
2001年6月	当社企画本部情報システム部長	2018年6月	当社常務取締役
2005年2月	当社生産本部第一事業部つくば事業所長	2019年6月	当社取締役常務執行役員 (現)
2006年1月	当社生産本部第一事業部追浜事業所長	2023年4月	当社コーポレート担当 (現)
2012年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

1980年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、2012年に取締役に就任してから、生産本部長やコーポレート担当を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **4** ^{いの うえ けん} **井上 健** 1956年11月18日生

再任

所有する当社株式の数 14,100株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1979年4月	当社入社	2016年6月	当社商環境事業本部東日本営業本部長
2006年6月	当社商環境事業本部 第一営業本部東京西営業部長	2019年6月	当社上席執行役員
2008年7月	当社商環境事業本部営業本部東京東営業部長	2020年11月	当社商環境事業本部営業本部長 (現)
2010年3月	当社商環境事業本部営業本部首都圏営業部長	2021年4月	当社常務執行役員
2014年6月	当社取締役	2021年4月	当社商環境事業本部長 (現)
2014年6月	当社商環境事業本部営業本部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 (現)

取締役候補者とした理由

1979年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、商環境事業本部長を務め、2021年に取締役に就任するなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **5** ^{あら かわ かず み} **荒川 和巳** 1965年2月14日生

再任

所有する当社株式の数 29,400株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2014年5月	当社マーケティング本部オフィス製品部長
2004年4月	当社生産本部第一事業部 追浜事業所製造管理部長	2018年6月	当社取締役マーケティング本部長
2006年1月	当社生産本部第一事業部つくば事業所長	2019年6月	当社上席執行役員マーケティング本部長
2008年2月	当社生産本部企画部長	2023年4月	当社常務執行役員(現)
		2023年4月	当社生産本部長(現)

取締役候補者とした理由

1987年の入社以来、主に生産、マーケティング関連事業に従事し、マーケティング本部長や生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **6** ^{ふく だ さかえ} **福田 栄** 1965年9月21日生

再任

所有する当社株式の数 12,400株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1990年4月	(株)三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行	2019年5月	当社入社、顧問
2017年5月	(株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行) 丸の内支社長	2019年6月	当社取締役執行役員(現)
		2019年6月	当社コーポレート担当(現)

取締役候補者とした理由

1990年(株)三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行、2017年(株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)丸の内支社長を務め、2019年当社入社後同年取締役に就任してから、コーポレート担当を務めるなど、銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者いたしました。

候補者
番号 **7** **伊藤 裕慶** いとう ひろよし 1951年3月12日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 10,500株 取締役会への出席状況 92.9% (13/14回)

略歴、当社における地位、担当

1973年4月 三菱地所(株)入社
2003年4月 同社執行役員企画管理本部広報部長
2005年4月 同社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
2005年6月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
2007年6月 同社取締役常務執行役員
2009年4月 同社取締役専務執行役員
2009年6月 同社代表取締役専務執行役員
2013年4月 三菱地所リアルエステートサービス(株)代表取締役社長
2017年6月 当社取締役(現)

重要な兼職の状況

(株)キーストーン・パートナーズ社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤裕慶氏は、三菱地所(株)の代表取締役専務執行役員や三菱地所リアルエステートサービス(株)の代表取締役社長などを務め、全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 伊藤裕慶氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 **8** **かの まり** **狩野 麻里** 1960年5月27日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 700株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

- 1984年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
- 2012年9月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) ミラノ支店長
- 2014年10月 三菱UFJニコス(株)入社、営業本部営業企画部部長
- 2019年4月 (学)昭和女子大学国際交流センター長
- 2019年10月 同大学総合教育センター (現 全学共通教育センター) 特命教授 (現)
- 2020年6月 当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

- (学)昭和女子大学全学共通教育センター特命教授
- 東京製綱(株)社外取締役
- 東京海上アセットマネジメント(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

狩野麻里氏は、(株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) のミラノ支店長や(学)昭和女子大学の国際交流センター長、全学共通教育センター特命教授などを務め、世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的でグローバルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者いたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 狩野麻里氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

かみ じょう つとむ
上條 努

1954年1月6日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 3,100株 取締役会への出席状況 92.9% (13/14回)

略歴、当社における地位、担当

- 1976年4月 サッポロビール(株) (現サッポロホールディングス(株)) 入社
- 2001年3月 サッポロビール飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) 取締役営業企画部長
- 2003年9月 同社取締役常務執行役員マーケティング本部長
- 2005年9月 同社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2007年3月 サッポロホールディングス(株)取締役経営戦略部長
- 2009年3月 同社常務取締役
- 2011年3月 同社代表取締役社長兼グループCEO
- 2011年3月 サッポロ飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) 代表取締役社長
- 2017年1月 サッポロホールディングス(株)代表取締役会長
- 2019年3月 同社取締役会長
- 2020年3月 同社特別顧問
- 2021年6月 当社取締役 (現)
- 2024年3月 サッポロホールディングス(株)名誉顧問 (現)

重要な兼職の状況

- 東北電力(株)社外取締役
- 大成建設(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上條努氏は、サッポロホールディングス(株)の代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任するとともに、サッポロ飲料(株) (現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) の代表取締役社長などを務め、国内及び海外で幅広く事業を展開する酒類・食品飲料会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 上條努氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 同氏は、2024年6月25日付にて東北電力(株)社外取締役を退任する予定であります。
- (4) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号 **10** ^{きくち} ^{みさこ} **菊地 美佐子** 1961年8月2日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 800株 取締役会への出席状況 100% (14/14回)

略歴、当社における地位、担当

1984年4月 三井物産(株)入社
2015年4月 同社環境・社会貢献部長
2018年10月 三井物産フォレスト(株)代表取締役社長
2022年6月 当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

(学)聖路加国際大学常勤監事
(株)コメリ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菊地美佐子氏は、三井物産(株)の環境・社会貢献部長や三井物産フォレスト(株)の代表取締役社長などを務め、世界各地で事業を展開する総合商社及び全国的に事業を展開する森林管理会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的でサステナブルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 菊地美佐子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号 **11** **水本 伸子** みずもと のぶ こ 1957年3月31日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 300株 取締役会への出席状況 100% (11/11回)

略歴、当社における地位、担当

1982年4月 石川島播磨重工業(株) (現 (株) I H I) 入社
2006年4月 同社経営企画部新事業企画グループ部長
2008年10月 同社人事部採用グループ部長
2012年4月 同社理事C S R 推進部長
2014年4月 同社執行役員グループ業務統括室長
2016年4月 同社執行役員調達企画本部長
2017年4月 同社常務執行役員調達企画本部長
2018年4月 同社常務執行役員高度情報マネジメント統括本部長
2018年6月 同社取締役常務執行役員高度情報マネジメント統括本部長
2020年7月 同社顧問エグゼクティブフェロー
2021年4月 同社顧問
2023年6月 当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

(株)トクヤマ社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水本伸子氏は、(株) I H I の執行役員、取締役常務執行役員などを務め、世界各地で事業を展開する総合重工業グループ企業の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 水本伸子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏は、2024年6月23日付にて(株)日本製鋼所社外取締役に就任する予定であります。
- (3) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号 **12** たん ぼ **丹保** ひと しげ **人重** 1960年2月2日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 300株 取締役会への出席状況 100% (11/11回)

略歴、当社における地位、担当

1982年4月 住友海上火災保険(株) (現 三井住友海上火災保険(株)) 入社
 2006年4月 同社東北本部岩手支店長
 2008年4月 同社関東甲信越本部長野支店長
 2010年4月 同社関西企業本部関西企業営業第三部長
 2013年4月 同社執行役員中部本部長
 2015年4月 同社常務執行役員中部本部長
 2016年4月 三井住友海上あいおい生命保険(株)代表取締役社長
 2021年4月 MS K 保険センター(株)代表取締役社長
 2023年6月 当社取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丹保人重氏は、三井住友海上火災保険(株)の常務執行役員、三井住友海上あいおい生命保険(株)及びMS K 保険センター(株)の代表取締役社長などを務め、世界各地で事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待し、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 丹保人重氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
 同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役鈴木祐一氏は、2024年4月14日に逝去され、同日をもって選任された内田晴康氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

みやざき しんたろう
宮崎 信太郎 1964年3月15日生

新任 社外 独立

所有する当社株式の数 0株

略歴、地位及び担当

1996年4月	弁護士登録（東京弁護士会）（現）	2016年9月	（株）東日本大震災事業者再生支援機構サポート部 部長
1996年4月	ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所	2018年10月	同社業務本部長
2005年9月	Diamond McCarthy LLP	2019年4月	同社常務執行役員
2006年4月	西村とさわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー	2020年6月	同社代表取締役専務（現）
2016年9月	同所カウンセラー	2024年1月	ときわ法律事務所カウンセラー（現）

重要な兼職の状況

（株）東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役専務

社外監査役候補者とした理由

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士、（株）東日本大震災事業者再生支援機構の代表取締役専務などを務め、専門知識と豊富な経験、幅広い知見をもとに、企業法務に精通されており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の候補者といたしました。

その他社外監査役候補者に関する事項

- (1) 宮崎信太郎氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

（注） 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案

補欠監査役 1 名選任の件

2023年6月27日開催の第88回定時株主総会において補欠監査役に選任された内田晴康氏は、監査役鈴木祐一氏の逝去に伴い、監査役に選任されましたが、本総会終了の時をもって任期満了となります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役
候補者 ^{うちだ はるみち}
内田 晴康 1947年4月7日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位

1973年4月	弁護士登録（現）	2004年4月	慶應義塾大学法科大学院教授
1973年4月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	2007年4月	同大学法科大学院講師
1980年10月	米国ニューヨーク州弁護士登録（現）	2012年4月	一般社団法人日本経済団体連合会監事（現）
1981年1月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー	2018年1月	内田法律事務所開設
		2018年4月	TMI綜合法律事務所パートナー（現）
		2024年4月	当社監査役（現）

補欠の社外監査役候補者とした理由

内田晴康氏は、日本及び国際弁護士として企業法務に精通されており、また、事業法人の社外役員を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを専門的見地から、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役の候補者いたしました。

その他補欠監査役候補者に関する事項

- (1) 内田晴康氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
- (2) 同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3か月であります。
- (3) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記補欠の社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**■取締役並びに監査役及び補欠監査役の各候補者に関する事項
(役員等賠償責任保険契約について)**

当社は、当社の役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告42ページに記載のとおりであります。

第3号議案（取締役12名選任の件）及び第4号議案（監査役1名選任）の件でお諮りする各候補者のうち再任予定の各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合、各氏を被保険者に含めて契約を更新する予定であります。また、新任予定の各候補者については、各氏の選任が承認された後、各氏を当該保険契約の被保険者に含めて契約を締結する予定であります。なお、第5号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする候補者については、同氏が監査役に就任された場合、同氏を当該保険契約の被保険者に含めて契約を締結する予定であります。

(ご参考)

役員スキルマトリックス

氏名		専門性・経験										
		企業 経営	当社の 事業 戦略	財務 会計	法務 コンプラ イアンス	ESG	人事 人財 開発	マーケ ティング 開発	製造 技術	I T DX	営業	海外
取締役	中村 雅行	●	●		●	●	●	●	●	●		●
	河野 直木	●	●							●	●	
	山木 健一	●	●		●	●		●	●	●		
	井上 健	●	●								●	
	荒川 和巳	●	●					●	●			
	福田 栄	●	●	●	●	●					●	
	伊藤 裕慶	●			●	●		●			●	
	狩野 麻里			●	●	●	●					●
	上條 努	●			●	●		●			●	●
	菊地 美佐子	●			●	●	●				●	●
	水本 伸子	●				●	●		●	●		
	丹保 人重	●			●	●		●			●	
監査役	永井 則幸				●						●	
	萩原 圭一				●	●					●	
	岸上 恵子			●		●						●
	宮崎 信太郎	●			●	●						●

(ご参考)

社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間における業務執行者。
2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
3. ① 当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
② 当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
③ 当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
4. 当社から過去3年平均で役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。
5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。
6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。
7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう

注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう

注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

事業報告 [2023年4月1日から2024年3月31日まで]

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、パーパスである「人が生きる社会の実現」に向け、「豊かな発想と確かな品質で、人が生きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとして、すべての人々が笑顔で生き活きと働き暮らせる社会の実現を目指しております。

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和、外国人観光客の増加によるインバウンド需要の回復などにより、経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ・中東情勢を巡る地政学的リスク、中国経済の先行き懸念、諸資材・部品の価格高騰、世界的な金融引き締めに伴う金利・為替変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、コスト削減や価格転嫁の取組みの推進に取り組むとともに、コロナ後の環境変化、労働人口の減少など社会・市場の大きな変化を捉えた新たな需要の創出に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高298,295百万円（前期比7.7%増）、営業利益24,036百万円（前期比38.4%増）、経常利益26,227百万円（前期比38.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益20,280百万円（前期比27.5%増）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、12.6%（前期比1.7ポイント増）、総資産経常利益率（ROA）は、9.8%（前期比2.2ポイント増）、売上高営業利益率は、8.1%（前期比1.8ポイント増）となりました。

売上高

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
277,015百万円	298,295百万円

営業利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
17,372百万円	24,036百万円

経常利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
18,924百万円	26,227百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
15,906百万円	20,280百万円

セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
161,692百万円

セグメント利益
17,691百万円

売上高構成比
54.2%

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

多様な働き方が求められるオフィスから、さまざまな人が集う教育施設、劇場、ミュージアムなどの文化施設、専門性の高い研究施設や、医療・高齢者施設まで、機能性と快適性を追求した製品とサービスを通して、最適な空間を提案しております。その他、諸官庁や自治体、金融機関、一般家庭まで、多彩な製品とサービスを提供しております。

オフィス環境事業につきましては、新しい働き方に対応したオフィスの構築が、業種・規模を問わず多くの企業にとって重要な経営課題となっており、全国でオフィスのリニューアル需要が活発に推移いたしました。このような状況のもと、当社は、ハイブリッドワークとデジタル時代に対応した新しいワークスタイルの提案営業と、それを支える働き方の変化を捉えた新製品を拡充し、需要の取り込みに努めました。一方で、諸資材・部品の価格高騰の影響を受ける中、生産・物流のコスト削減に努めるとともに、価格転嫁の浸透に努めてまいりました。これにより売上高、利益ともに過去最高となりました。

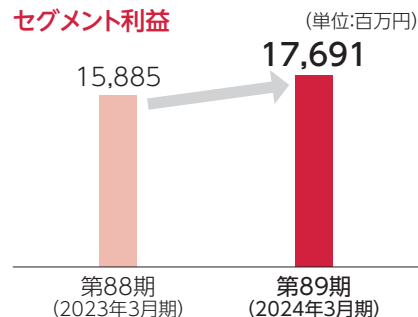
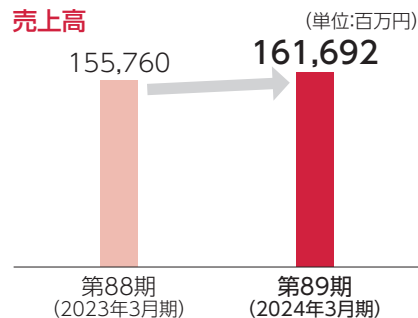
この結果、当セグメントの売上高は、161,692百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は、17,691百万円（前期比11.4%増）となりました。



ワークスペース（ウェルビーイング）



学校・教育施設



商環境事業



売上高
111,682百万円

セグメント利益
5,173百万円

売上高構成比
37.4%

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

社会環境や市場の変化に伴い、小売業は常に新しい店舗づくりを求められます。当社グループは、小売業を取り巻く環境の変化をいち早く捉え、デザイナーによるレイアウトや内装のプランニングから什器の製造、施工、メンテナンスまで、店舗づくりをトータルにサポート。陳列什器、冷凍冷蔵ショーケース、各種専用什器から、バックヤード機器、物流システム機器まで、幅広い品揃えでさまざまなニーズにお応えしております。

商環境事業につきましては、食品を取り扱う業態間の競争や、インバウンド需要回復への期待を背景に、店舗改装の需要が堅調に推移いたしました。このような状況のもと、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケースをはじめとした幅広い製品ラインナップに加え、店舗デザインや施工管理等を含む店舗づくりのトータルサポート体制を拡充し、当社の総合力を活かした提案による需要の取り込みに努めました。一方で、諸資材・部品の価格高騰の影響を受ける中、生産・物流のコスト削減に努めるとともに、価格転嫁の浸透に努めてまいりました。これにより売上高、利益ともに過去最高となりました。

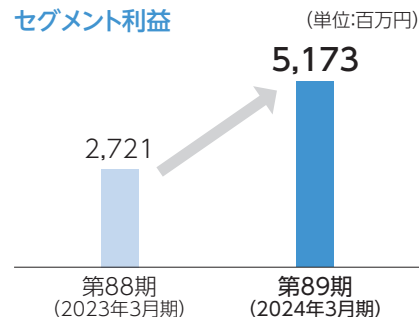
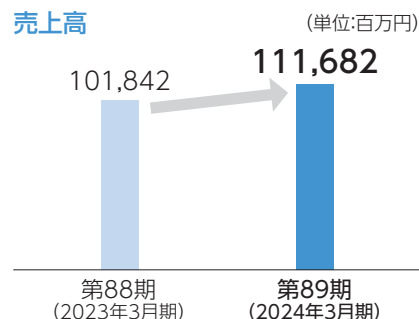
この結果、当セグメントの売上高は、111,682百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益は、5,173百万円（前期比90.1%増）となりました。



冷凍冷蔵ショーケース



店舗用商品陳列棚



物流システム事業



売上高
18,387百万円

セグメント利益
918百万円

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

ロジスティクスの合理化を追求し、実践を通して、常に新しい物流システム機器を開発、提供しております。

より「早く」「正確に」「安全な」物流作業を実現し、経営メリットを生み出すための物流システムの改善の提案から、ソフトウェアの開発、機器導入、運用支援、アフターサービスまで、トータルにお手伝いしております。

売上高構成比
6.2%

物流システム事業につきましては、省人・省力化ニーズを背景に、物流施設を中心に自動倉庫の需要は高水準で推移しております。一方で、世界的なサプライチェーンの混乱による諸資材・部品の調達難及び価格高騰が継続しております。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開するとともに、生産・物流コストの削減や価格転嫁を進める等、収益の改善に努めてまいりました。これにより売上高は過去最高となり、営業利益は大幅に増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、18,387百万円（前期比35.0%増）、セグメント利益は、918百万円（前期は1,196百万円のセグメント損失）となりました。



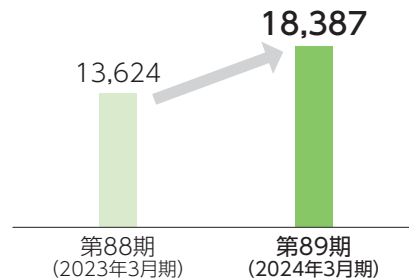
ロボットストレージシステム



ロボット

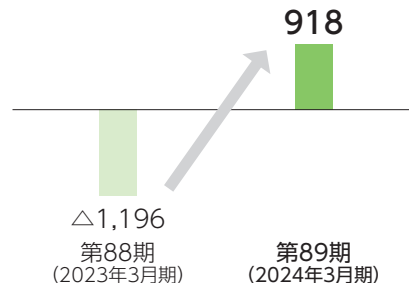
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は16,188百万円であります。その主な内訳は、つくば事業所新工場棟建設、須坂新工場の建設及び各事業所生産設備の維持更新・省力化に関わる機械装置の投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、社債等を含めて資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、ウクライナ・中東情勢を巡る地政学的リスク、諸資材・部品の価格高騰、米国の長引くインフレに対する金融引き締め政策に伴う大幅な円安など、先行きは極めて不透明な状況となっております。また、諸資材の高騰、人的資本経営の為に費用増加等が見込まれ、インフレ経済への対応が経営の重要課題となっております。

このような事業環境のなか、ハイブリッドワーク時代における新しいオフィスへのシフトや、流通業における人手不足への対応などによる社会・市場の大きな変化を捉え、新たな需要の創出を目指してまいります。

各事業における対処すべき課題

主力のオフィス環境事業につきましては、人財確保やコミュニケーション不足などの経営課題解決に向けて、「行きたくなる」オフィスづくりの需要は、全国に広まっており、旺盛に推移すると予想しております。

このような状況のもと、当社の強みである未来の働き方の研究成果と豊富な納入実績を通じた知見に基づく提案力、時代の変化を先取りした製品開発により新たな需要を創出し、売上高、営業利益の拡大を目指します。

商環境事業につきましては、人手不足を背景とした店舗の省人・省力化の需要は、地域、業態を問わず旺盛に推移すると予想されます。また、環境配慮などの小売業における社会課題の解決が、提案における重要度を増しております。

このような状況のもと、当社の強みである店舗什器、冷凍冷蔵ショーケースを始めとする豊富な製品と、提案からアフターサービスまでの一貫したサービス機能とお店づくりにかかわるデザイン・研究開発の体制を活かして、小売業が抱える様々な社会課題を解決し、みらいの店づくりをサポートすることで売上高、営業利益の拡大を目指します。

物流システム事業につきましては、物流施設の作業員不足を背景とした省人・省力化関連需要が旺盛に推移すると予想されます。

このような状況のもと、物流システムの統合インテグレーターとして、経営課題解決コンサルティングから保守サービスまでの一貫した体制を充実させ、事業規模拡大と利益確保を目指します。また、先進技術を用いた差別化製品の研究・開発に取り組んでまいります。

事業報告

生産性・効率性の向上につきましては、変化する需要に柔軟に対応できるスマートファクトリーを目指して、生産供給体制を強化していきます。効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上を図るとともに、効率性と安定供給の両立に取り組んでまいります。また、より一層の安全・健康に働ける職場づくりを土台とし、全社にわたる人財育成と働きがい改革の実践、デジタル技術活用も含めた業務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

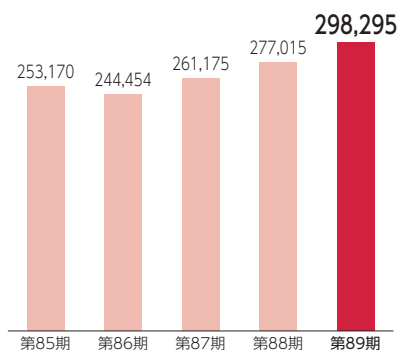
① 当社グループの財産及び損益の状況（連結）

		第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期	第88期 2023年3月期	第89期 2024年3月期
売上高	(百万円)	253,170	244,454	261,175	277,015	298,295
営業利益	(百万円)	13,391	14,175	15,972	17,372	24,036
経常利益	(百万円)	14,712	15,377	17,491	18,924	26,227
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,851	11,971	14,992	15,906	20,280
1株当たり当期純利益	(円)	89.44	112.51	151.26	163.15	214.27
総資産	(百万円)	236,327	245,473	245,372	252,914	282,118
純資産	(百万円)	135,497	139,776	144,121	152,702	174,795
1株当たり純資産	(円)	1,219.18	1,381.61	1,459.34	1,592.79	1,821.10
自己資本比率	(%)	56.8	56.5	58.1	59.6	61.1
自己資本利益率（ROE）	(%)	7.5	8.8	10.7	10.8	12.6

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から適用しており、第87期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

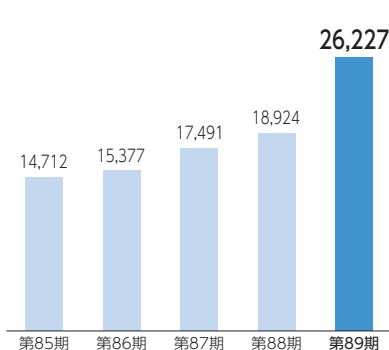
売上高

(単位:百万円)



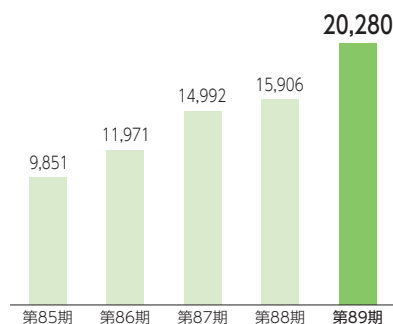
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

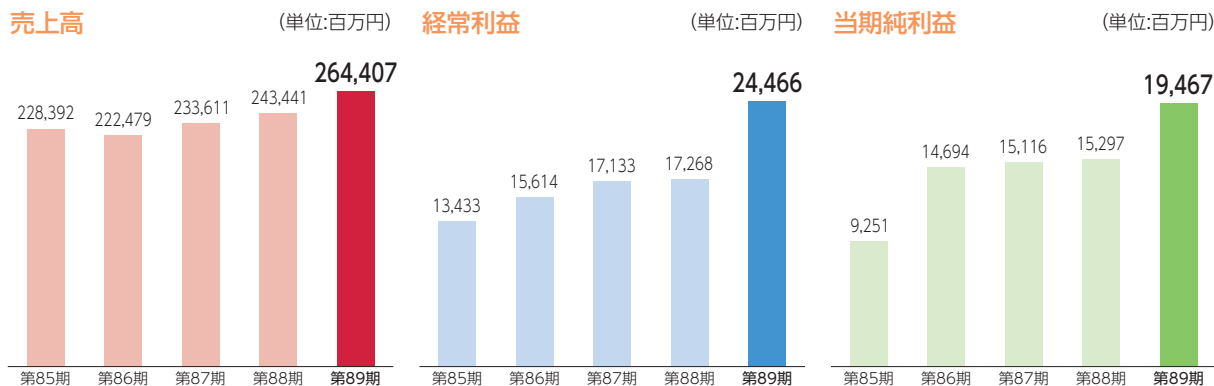
(単位:百万円)



② 当社の財産及び損益の状況（単体）

		第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期	第88期 2023年3月期	第89期 2024年3月期
売上高	(百万円)	228,392	222,479	233,611	243,441	264,407
営業利益	(百万円)	11,755	13,481	15,217	15,800	22,398
経常利益	(百万円)	13,433	15,614	17,133	17,268	24,466
当期純利益	(百万円)	9,251	14,694	15,116	15,297	19,467
1株当たり当期純利益	(円)	83.85	137.86	152.22	156.60	205.28
総資産	(百万円)	213,312	225,441	221,613	227,517	255,200
純資産	(百万円)	122,451	129,728	133,337	139,596	158,513
1株当たり純資産	(円)	1,109.93	1,289.28	1,361.68	1,471.95	1,671.43

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から適用しており、第87期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本店	(神奈川県横浜市)		
営業拠点	オフィス環境事業本部	東日本支社 (宮城県仙台市)	首都圏営業本部 (東京都千代田区)
		中部支社 (愛知県名古屋)	関西支社 (大阪府大阪市)
		西日本支社 (福岡県福岡市)	
	商環境事業本部	東北営業部 (宮城県仙台市)	首都圏営業本部 (東京都千代田区)
		中部営業部 (愛知県名古屋)	西日本営業部 (大阪府大阪市)
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
海外営業本部	(東京都千代田区)		
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点	追浜事業所 (神奈川県横須賀市)	高島事業所 (山形県東置賜郡高島町)	
	つくば事業所 (茨城県つくば市)	富士事業所 (静岡県御殿場市)	
	御殿場事業所 (静岡県御殿場市)	中井工場 (神奈川県足柄上郡中井町)	
	鶴見工場 (神奈川県横浜市)	パワートレーン事業部 (神奈川県横須賀市)	

② 当社子会社の主要な営業所及び工場

	会社名	所在地
営業拠点	奥卡姆拉 (中国) 有限公司	中国
	Okamura Salotto Hong Kong Limited	中国
	Siam Okamura International Co., Ltd.	タイ
	DB&B Holdings Pte.Ltd	シンガポール
製造拠点	株式会社関西オカムラ	大阪府東大阪市
	株式会社エヌエスオカムラ	岩手県釜石市
	株式会社山陽オカムラ	岡山県高梁市
	株式会社富士精工本社	石川県能美市
	杭州岡村伝動有限公司	中国
その他サービス拠点等	株式会社オカムラサポートアンドサービス	東京都千代田区
	セック株式会社	東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減 (△) 名
オフィス環境事業	3,337	77
商環境事業	1,289	20
物流システム事業	340	△87
その他	205	△17
全社 (共通)	320	6
合計	5,491	△1

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減 (△) 名
3,940	96

- (注) 従業員数は技能実習生及び当社への出向者は含まず、当社からの出向者を含んでおります。

(9) 当社の主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	3,200
株式会社 横浜銀行	1,900
株式会社 みずほ銀行	1,600

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 100,621,021株 (自己株式 5,783,947株を含む)
- (3) 株主数 10,202名 (前事業年度末比2,912名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,911	11.51
株式会社日本カस्टディ銀行 (信託口)	5,342	5.63
日本製鉄株式会社	5,313	5.60
オカムラグループ従業員持株会	5,255	5.54
明治安田生命保険相互会社	4,892	5.16
株式会社三菱UFJ銀行	4,350	4.59
オカムラ協会持株会	3,811	4.02
三井住友海上火災保険株式会社	3,036	3.20
株式会社横浜銀行	2,853	3.01
GOVERNMENT OF NORWAY	1,812	1.91

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (5,783,947株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村 雅行	社長執行役員
取締役	河野 直木	専務執行役員 オフィス環境事業本部長
取締役	山木 健一	常務執行役員 コーポレート担当
取締役	井上 健	常務執行役員 商環境事業本部長
取締役	荒川 和巳	常務執行役員 生産本部長
取締役	福田 栄	執行役員 コーポレート担当
取締役	伊藤 裕慶	(株)キーストーン・パートナーズ 社外監査役
取締役	狩野 麻里	(学)昭和女子大学 全学共通教育センター特命教授 東京製綱(株) 社外取締役 東京海上アセットマネジメント(株) 社外取締役
取締役	上條 努	東北電力(株) 社外取締役 大成建設(株) 社外取締役
取締役	菊地 美佐子	(学)聖路加国際大学 常勤監事 (株)コメリ 社外取締役
取締役	水本 伸子	(株)トクヤマ 社外取締役監査等委員
取締役	丹保 人重	
監査役 (常勤)	永井 則幸	
監査役 (常勤)	萩原 圭一	
監査役	鈴木 祐一	弁護士 (株)ぎょうせい 社外監査役
監査役	岸上 恵子	公認会計士 ソニーグループ(株) 社外取締役 住友精化(株) 社外取締役監査等委員 DIC(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子及び丹保人重の各氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役上條努氏は、2024年6月25日付で東北電力(株)の社外取締役を退任する予定であります。
 3. 監査役鈴木祐一及び岸上恵子の両氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 取締役伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子、丹保人重、監査役鈴木祐一及び岸上恵子の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会において、荒川和巳、水本伸子及び丹保人重の各氏が新たに取締役に、萩原圭一氏が新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、菊池繁治及び浅野広視の両氏は、任期満了により取締役に退任いたしました。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、岩田寿一氏は、任期満了により監査役に退任いたしました。
- 監査役鈴木祐一氏は、2024年4月14日に逝去し、同日をもって監査役に退任いたしました。なお、同日をもって補欠監査役内田晴康氏が監査役に就任しております。
- 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	401 (62)	257 (62)	144 (-)	14 (7)
監査役 (うち社外監査役)	65 (20)	65 (20)	- (-)	5 (2)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額17百万円を支給しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する意識を高めるため、業績指標の目標を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を基準とし、これに定性評価を加味して賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

業績指標については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益（セグメント別・全社）を基本とし、職責及び担当業務に応じた重点施策の達成度合を定性評価として加味し、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。目標達成時の業績連動報酬の支給割合は報酬総額の20%～40%となっております。より大きな権限と責任を持つ役員には、より多くの業績連動効果が及ぶことで執行責任の明確化を図っております。また、外部の調査機関のデータを用いるなどして、報酬額の客観性や妥当性を検討しております。当該指標を選択した理由は、連結経常利益及び連結営業利益（全社）により会社全体への貢献度を測るとともに、セグメント別連結営業利益により当該セグメントに係る執行責任の一層の明確化を図るためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結経常利益25,500百万円、連結営業利益（全社）23,600百万円であり、実績は連結経常利益26,227百万円、連結営業利益（全社）24,036百万円であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額5億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は17名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額8千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬（執行役員を兼務する取締役の執行役員としての報酬を含む。以下同じ。）は、以下を基本的な考えとして定めております。

1. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、会社業績目標の達成を動機づけるものとする
 2. 企業文化、企業理念と整合性が高いものとする
 3. 当社の経営を担う優秀な人材を確保できる、競争力の高い報酬体系とする
 4. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる、透明性、合理性、公平性のある報酬体系とする
- ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、独立社外取締役及び代表取締役で構成される報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、全社業績評価及び個人評価を行った上で、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成するものとしております。なお、報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

イ 構成員の氏名、地位及び担当

委員長 上條 努（社外取締役）、委員 伊藤 裕慶（社外取締役）、委員 狩野 麻里（社外取締役）、委員 菊地 美佐子（社外取締役）、委員 水本 伸子（社外取締役）、委員 丹保 人重（社外取締役）、委員 中村 雅行（代表取締役 社長執行役員）

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 伊藤 裕慶

同氏は、株式会社キーストン・パートナーズの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ロ 取締役 狩野 麻里

同氏は、学校法人昭和女子大学の全学共通教育センター特命教授並びに東京製綱株式会社及び東京海上アセットマネジメント株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ハ 取締役 上條 努

同氏は、東北電力株式会社（2024年6月25日付で退任予定）及び大成建設株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ニ 取締役 菊地 美佐子

同氏は、学校法人聖路加国際大学の常勤監事及び株式会社コメリの社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ホ 取締役 水本 伸子

同氏は、株式会社トクヤマの社外取締役監査等委員であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ヘ 監査役 鈴木 祐一

同氏は、株式会社ぎょうせいの社外監査役でありました（2024年4月14日逝去により退任）。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ト 監査役 岸上 恵子

同氏は、ソニーグループ株式会社の社外取締役、住友精化株式会社の社外取締役監査等委員及びDIC株式会社の社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	伊藤 裕慶	13回/14回 (92.9%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中13回出席しております。全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略や技術開発等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	狩野 麻里	14回/14回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に海外戦略や人材育成等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	上條 努	13回/14回 (92.9%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中13回出席しております。国内及び海外で幅広く事業を展開する酒類・食品飲料会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略やリスクマネジメント等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	菊地美佐子	14回/14回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。世界各地で事業を展開する総合商社及び全国的に事業を展開する森林管理会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的でサステナブルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主にESGや人材育成等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	水本 伸子	11回/11回 (100%)	社外取締役就任後に開催した取締役会11回中11回出席しております。世界各地で事業を展開する総合重工業グループ企業の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に環境やDX等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。

地位	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	丹保 人重	11回/11回 (100%)	社外取締役就任後に開催した取締役会11回中11回出席しております。世界各地で事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主にリスクマネジメントや営業等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外監査役	鈴木 祐一	8回/14回 (57.1%)	8回/11回 (72.7%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中8回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会11回中8回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岸上 恵子	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会11回中11回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役並びに執行役員及び監査役の全員（以下「対象役員等」といいます。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料については、被保険者であります対象役員等がおおむね1割を負担し、残りの保険料を当社及び子会社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	百万円 74
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、税務関連のアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループにおける全ての事業活動を対象として、事業目的の達成に影響を及ぼす様々なリスクを適切に評価し、対応するよう、リスクマネジメント規程を制定して、組織的にリスクマネジメント活動を行うものとしております。各種リスクについては、リスクオーナーを定め、その指揮のもと適切に対応することとしております。また、サステナビリティ委員会において、リスクマネジメント活動の有効性向上を図る一方で、リスクに関する重要事項は取締役会に報告するものとしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。当社と当社グループが一体となって当社グループの目標を実現するためのグループ経営の枠組みとその基本事項を定めることを目的として、グループ経営管理規程を定めております。グループ会社に対してその経営管理全般を担う主管本部を設定し、その本部長は、事業ユニット（当社の本部及びグループ会社を総称したグループ内における事業活動の責任単位）における業務の適正を確保する責任を負うこととしております。当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況

等に対する内部監査を行い、その結果をグループ会社社長、当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

7 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

8 当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は当社グループの取締役及び使用人等は、当社又は当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役又は当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社又は当社グループの取締役又は使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

② リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上を目指し、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。情報セキュリティ事故発生時の被害と影響を最小化するために、「CSIRT（コンピューター・セキュリティインシデント対策チーム）憲章」を制定するとともに、事故発生時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう「インシデント対応ガイドライン」を策定し、担当役員を含む関係部門による演習を定期的に行っています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

③ 取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

④ グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループでは、取締役及び使用人等に対し、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」にて、子会社の代表取締役から経営状況等が報告されるとともに、「グループ経営管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告されています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査を行うとともに、必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役及び担当取締役、並びに当社の代表取締役及び監査役に報告しています。

5 監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量取得行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき43円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき43円）を加えた年間配当金は、1株につき86円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 2024年3月31日現在	科目	第89期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	144,990	流動負債	76,291
現金及び預金	39,173	支払手形及び買掛金	29,611
受取手形、売掛金及び契約資産	81,433	電子記録債務	13,260
商品及び製品	8,603	短期借入金	6,192
仕掛品	6,492	1年内返済予定の長期借入金	201
原材料及び貯蔵品	6,252	1年内償還予定の社債	5,000
その他	3,209	未払法人税等	6,747
貸倒引当金	△173	未払消費税等	1,694
		契約負債	1,761
固定資産	137,127	賞与引当金	6,235
有形固定資産	76,766	その他	5,587
建物及び構築物	23,234	固定負債	31,030
機械装置及び運搬具	16,545	社債	5,000
土地	30,381	長期借入金	4,468
建設仮勘定	3,210	退職給付に係る負債	14,312
その他	3,395	繰延税金負債	3,256
無形固定資産	5,910	その他	3,993
のれん	2,528	負債合計	107,322
その他	3,381	純資産の部	
投資その他の資産	54,450	株主資本	152,952
投資有価証券	47,027	資本金	18,670
退職給付に係る資産	1,191	資本剰余金	16,770
敷金	4,820	利益剰余金	125,234
繰延税金資産	366	自己株式	△7,722
その他	1,068	その他の包括利益累計額	19,402
貸倒引当金	△24	その他有価証券評価差額金	16,903
資産合計	282,118	為替換算調整勘定	1,696
		退職給付に係る調整累計額	802
		非支配株主持分	2,440
		純資産合計	174,795
		負債純資産合計	282,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第89期 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	298,295
売上原価	198,522
売上総利益	99,772
販売費及び一般管理費	75,735
営業利益	24,036
営業外収益	2,714
受取利息	76
受取配当金	932
持分法による投資利益	510
為替差益	182
その他	1,012
営業外費用	523
支払利息	153
固定資産除売却損	171
その他	198
経常利益	26,227
特別利益	3,836
投資有価証券売却益	3,836
特別損失	506
減損損失	35
投資有価証券売却損	19
投資有価証券評価損	451
税金等調整前当期純利益	29,557
法人税、住民税及び事業税	9,747
法人税等調整額	△817
当期純利益	20,628
非支配株主に帰属する当期純利益	348
親会社株主に帰属する当期純利益	20,280

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,770	112,162	△ 7,711	139,891
当期変動額					
剰余金の配当			△ 7,207		△ 7,207
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,280		20,280
自己株式の取得				△ 10	△ 10
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	13,072	△ 10	13,061
当期末残高	18,670	16,770	125,234	△ 7,722	152,952

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	10,135	563	165	10,864	1,946	152,702
当期変動額						
剰余金の配当						△ 7,207
親会社株主に帰属する 当期純利益						20,280
自己株式の取得						△ 10
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	6,768	1,132	636	8,537	493	9,031
当期変動額合計	6,768	1,132	636	8,537	493	22,093
当期末残高	16,903	1,696	802	19,402	2,440	174,795

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数	32社
主要な連結子会社の名称	(株)関西オカムラ (株)エヌエスオカムラ (株)山陽オカムラ (株)オカムラサポートアンドサービス 奥卡姆拉(中国)有限公司 (株)富士精工本社 セック(株) 杭州岡村伝動有限公司 Siam Okamura International Co.,LTD. DB&B Holdings Pte.Ltd

(2) 非連結子会社

非連結子会社の数	1社
----------	----

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

持分法適用の非連結子会社の数	1社
----------------	----

(2) 持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数	9社
主要な持分法適用の関連会社の名称	Siam Okamura Steel Co.,Ltd. (株)清和ビジネス

連結計算書類

(3) 持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

(5) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社19社の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

連結計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている株式会社オカムラの商環境事業に係る有形固定資産及び無形固定資産は、22,252百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、資産、又は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社グループは、原則として事業用資産について、管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っておりますが、株式会社オカムラの商環境事業に係る資産グループのうち、土地の市場価格が著しく下落し減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判定しております。検討の結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損の認識は不要と判断しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる商環境事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、主要顧客の業界動向を考慮した販売予測及び原材料価格の変動等を仮定として織り込んでおります。

これらの仮定を含む将来予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	13,759百万円
売掛金	57,674百万円
契約資産	9,998百万円

連結計算書類

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,768百万円
土地	7,732百万円
計	9,501百万円

上記のうち工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	214百万円
土地	282百万円
計	496百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,600百万円
長期借入金	500百万円
計	2,100百万円

上記のうち工場財団抵当に係る債務

短期借入金	200百万円
-------	--------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 114,221百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類
事業用資産	中華人民共和国上海市	有形固定資産その他等
事業用資産	中華人民共和国香港特別行政区	有形固定資産その他等
事業用資産	インドネシアジャカルタ首都特別州	工具器具及び備品

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っております。

この結果、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、帳簿価額の回収が見込まれない事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物4百万円、工具器具及び備品1百万円、有形固定資産その他28百万円でありませ

す。
なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値はゼロと算定しております。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 100,621,021株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,129	33.00	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月2日 取締役会	普通株式	4,078	43.00	2023年9月30日	2023年12月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,077	43.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	39,246	39,246	—
資産計	39,246	39,246	—
(1) 社債	10,000	9,958	△42
(2) 長期借入金	4,670	4,631	△38
負債計	14,670	14,589	△80
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,780

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	38,703	—	—	38,703
その他	—	543	—	543
資産計	38,703	543	—	39,246

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	9,958	—	9,958
長期借入金	—	4,631	—	4,631
負債計	—	14,589	—	14,589

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

② 社債

当社の発行する社債の時価については、市場価格により算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
6,129	20,052

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	オフィス 環境事業	商環境事業	物流 システム事業	計		
一時点で移転される財及びサービス	153,194	105,049	7,567	265,811	6,134	271,945
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	8,248	6,633	10,820	25,702	—	25,702
顧客との契約から生じる収益	161,443	111,682	18,387	291,513	6,134	297,647
その他の収益	249	—	—	249	397	647
外部顧客への売上高	161,692	111,682	18,387	291,763	6,532	298,295

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パワートレーン事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

連結計算書類

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	62,212
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,434
契約資産（期首残高）	11,358
契約資産（期末残高）	9,998
契約負債（期首残高）	3,534
契約負債（期末残高）	1,761

契約資産は、主に、製品及び商品の販売、施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に、顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|--------|-----|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,821円 | 10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 214円 | 27銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	119,388
現金及び預金	23,609
受取手形	13,598
売掛金	52,683
契約資産	8,388
商品及び製品	8,003
仕掛品	5,800
原材料及び貯蔵品	4,486
前払費用	678
その他	2,148
貸倒引当金	△7
固定資産	135,811
有形固定資産	68,234
建物	20,556
構築物	898
機械及び装置	13,125
車両運搬具	72
工具、器具及び備品	2,647
土地	27,827
建設仮勘定	3,107
無形固定資産	3,483
特許権	3
借地権	560
ソフトウェア	2,823
その他	95
投資その他の資産	64,094
投資有価証券	40,404
関係会社株式	16,531
関係会社長期貸付金	550
破産更生債権等	16
前払年金費用	1,191
敷金	4,531
その他	911
貸倒引当金	△42
資産合計	255,200

科目	第89期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	67,230
支払手形	3,231
電子記録債務	13,260
買掛金	21,781
短期借入金	5,200
1年内返済予定の長期借入金	200
1年以内に償還予定の社債	5,000
リース債務	101
未払金	508
未払費用	3,264
未払法人税等	6,153
未払消費税等	1,429
契約負債	1,511
預り金	373
賞与引当金	5,214
固定負債	29,456
社債	5,000
長期借入金	4,450
リース債務	226
退職給付引当金	13,655
長期預り金	3,148
繰延税金負債	2,729
その他	247
負債合計	96,686
純資産の部	
株主資本	141,998
資本金	18,670
資本剰余金	16,759
資本準備金	16,759
利益剰余金	114,168
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	
圧縮記帳積立金	4,283
特別勘定積立金	52
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	103,778
自己株式	△7,599
評価・換算差額等	16,515
その他有価証券評価差額金	16,515
純資産合計	158,513
負債純資産合計	255,200

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第89期 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	264,407
売上原価	174,917
売上総利益	89,490
販売費及び一般管理費	67,092
営業利益	22,398
営業外収益	2,565
受取利息	30
受取配当金	1,415
為替差益	138
その他	980
営業外費用	497
支払利息	97
社債利息	28
固定資産除売却損	151
その他	219
経常利益	24,466
特別利益	3,771
投資有価証券売却益	3,771
特別損失	614
投資有価証券売却損	19
投資有価証券評価損	451
関係会社株式評価損	143
税引前当期純利益	27,622
法人税、住民税及び事業税	8,871
法人税等調整額	△716
当期純利益	19,467

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				圧縮記帳積立金	特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,319	52	4,180	91,482	101,908
当期変動額									
剰余金の配当								△ 7,207	△ 7,207
圧縮記帳積立金の取崩					△ 36			36	—
当期純利益								19,467	19,467
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 36	—	—	12,296	12,260
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,283	52	4,180	103,778	114,168

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7,598	129,740	9,856	9,856	139,596
当期変動額					
剰余金の配当		△ 7,207			△ 7,207
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		19,467			19,467
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			6,658	6,658	6,658
当期変動額合計	△ 1	12,258	6,658	6,658	18,917
当期末残高	△ 7,599	141,998	16,515	16,515	158,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券

- 償却原価法（定額法）

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

- 移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

- 市場価格のない株式等以外のもの

- 時価法

- （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- 市場価格のない株式等

- 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 通常の販売目的で保有する棚卸資産

- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- 評価方法は移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。

- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～50年 |
|---------|--------|

- | | |
|--------|--------|
| 機械及び装置 | 2年～15年 |
|--------|--------|

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。

- なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

計算書類

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用又は退職給付引当金に計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

計算書類

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている商環境事業に係る有形固定資産及び無形固定資産は、22,252百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

内容につきましては、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）をご参照ください。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,326百万円
土地	7,269百万円
計	8,595百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,400百万円
長期借入金	500百万円
計	1,900百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 91,312百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入及び営業取引に対し、債務保証を行っております。

DB&B Holdings Private Limited 422百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務（独立掲記したものを除く）

短期金銭債権	3,788百万円
短期金銭債務	4,555百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高	33,912百万円
営業取引以外の取引高	613百万円

計算書類

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	5,783,091	856	—	5,783,947
合計	5,783,091	856	—	5,783,947

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	4,993百万円
	賞与引当金	1,594百万円
	関係会社株式評価損	737百万円
	原材料製品評価損	553百万円
	未払事業税	385百万円
	未払社会保険料	234百万円
	貸倒引当金	15百万円
	ゴルフ会員権評価損	82百万円
	その他	701百万円
	繰延税金資産小計	9,298百万円
評価性引当額	△1,054百万円	
繰延税金資産合計	8,243百万円	
繰延税金負債との相殺	△8,243百万円	
繰延税金資産の純額	—百万円	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	7,275百万円
	圧縮記帳積立金	2,238百万円
	投資有価証券	1,425百万円
	その他	33百万円
	繰延税金負債合計	10,973百万円
	繰延税金資産との相殺	△8,243百万円
繰延税金負債の純額	2,729百万円	

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関係会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)関西オカムラ	大阪府東大阪市	100	当社が販売する製品の製造	100.0	役員2名	—	製品の仕入	10,719	支払手形 買掛金	1,711 1,317
関係会社	(株)清和ビジネス	東京都中央区	100	オフィス製品他の販売	47.6	—	—	製品の販売	5,389	受取手形 売掛金	1,131 1,699

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引価格等については、類似する取引の条件を参考にして決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産 1,671円 43銭
2. 1株当たり当期純利益 205円 28銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 □ 男 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 □ 男 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社オカムラ 監査役会

常勤監査役 永井 則 幸 ㊟

常勤監査役 萩原 圭 一 ㊟

社外監査役 岸上 恵子 ㊟

社外監査役 内田 晴康 ㊟

(注) 社外監査役 内田晴康氏は、2024年4月14日 社外監査役 鈴木祐一氏の逝去に伴い、補欠監査役より監査役（社外）に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以上

第89回株主総会会場ご案内図

日時

2024年
6月25日(火曜日)
午前10時

会場

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン
ホテル& Towers
5階「日輪」
電話045-411-1111

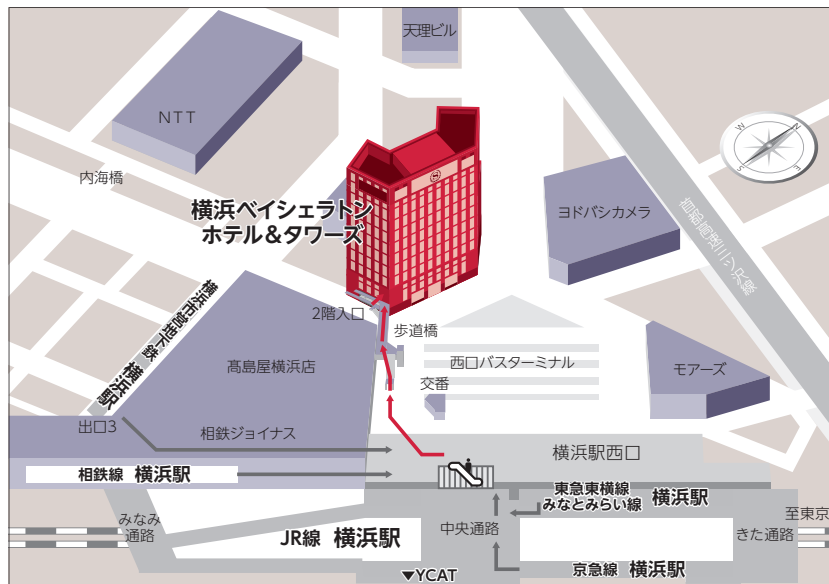
交通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」西口から徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。

地上からお越しの場合



地下からお越しの場合



株式会社オカムラ

<https://www.okamura.co.jp/>



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキ
を使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。